

# 令和3年度第1回東区協議会 次 第

日時：令和3年4月27日（火）午後1時30分から

会場：東部保健福祉センター 健康教育室、集団指導室

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 議事

### (1) 報告事項について

ア 令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について 【調査法制課】

イ 令和3年度浜松市東区区政運営方針について 【区振興課】

### (2) 地域課題について

## 4 その他

### (1) その他

(2) 5月の開催予定 令和3年5月31日（月） 午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32会議室

6月の開催予定 令和3年6月22日（火）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32会議室

## 5 閉会

# 令和3年度 東区協議会 委員名簿

(任期：令和2年4月1日～令和5年3月31日)

No.	選出母体等	氏名	地区	期
1	浜松市東区保護司会	いしづ さちこ 石津 幸子	長上	2
2	直接指名委員	おの としひこ 小野 敏彦	積志	1
3	浜松市東区自治会連合会	かみや みきお 神谷 幹生	長上	1
4	浜松市人権擁護委員連絡協議会	かわい ようこ 河合 洋子	積志	2
5	ガールスカウト浜松市協議会	かわい 河合 よしの	笠井	2
6	とぴあ浜松農業協同組合	こいけ たえこ 小池 太江子	中ノ町	2
7	浜松市東区自治会連合会	さいとう のぶお 齋藤 宣男	積志	2
8	浜松市東区民生委員児童委員協議会	しみず なお 清水 猶	笠井	1
9	ヘルスボランティア活動連絡会	すぎもと 杉本 ともえ	長上	2
10	浜松市東区災害ボランティア連絡会	すずき みつお 鈴木 三雄	和田	1
11	浜松市東区自治会連合会	すずき やすひろ 鈴木 康弘	中ノ町	1
12	公募委員	すずき ゆういち 鈴木 祐一	長上	2
13	浜松市東区自治会連合会	はら としお 原 利夫	蒲	1
14	浜松市子ども会連合会	ましま りえ 眞嶋 理恵	積志	1
15	直接指名委員	まづか しげみつ 馬塚 繁光	積志	1
16	浜松市東区自治会連合会	まつもと ひさかず 松本 久和	笠井	1
17	浜松市東区地区社協推進協議会	みやした 宮下 まゆみ	蒲	1
18	浜松市東区民生委員児童委員協議会	むらまつ のぶこ 村松 信子	和田	2
19	公募委員	やまだ としあき 山田 俊明	積志	1
20	浜松市東区自治会連合会	よねやま えいじ 米山 英二	和田	1

(五十音順)

# 令和3年度 東区協議会 出席職員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	新任
1	東区	区長	ふじた はるやす 藤田 晴康	
2	区振興課	副区長 課長	さとう ひろあき 佐藤 宏明	
3		調整官	さいとう まこと 齋藤 誠	
4	区民生活課	課長	はかまた かずひろ 袴田 和弘	
5	社会福祉課	課長	すずき まさたか 鈴木 誠隆	
6	長寿保険課	課長	あおの もりひろ 青野 守弘	
7	健康づくり課	課長	えだむら ただよし 枝村 賢美	○
8	東・浜北土木整備事務所	副所長	うえた はじめ 植田 一	

## ●事務局

No.	所 属	役 職	氏 名	新任
1	区振興課	課長補佐	ささがわ ひでゆき 笹川 秀幸	
2	総務管財グループ	グループ長	ちく まさゆき 知久 正幸	
3	地域振興グループ	一般職員	うめお ゆりな 梅尾 友里奈	○
4		一般職員	はら えりか 原 恵利香	○

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会では、行政区の再編について協議してきた。令和2年9月には市議会において、区の再編は必要との結論に至った。</p> <p>経緯：昨年10月、11月には各区協議会、各区自治会連合会において、住民投票以降の協議の主な経緯について説明した。</p> <p>3月19日開催の委員会において、区割り案のたたき台として6案を決定した。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>令和2年11月以降の協議の経過と区割り案のたたき台等を報告するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の説明以降の協議の経緯</li> <li>・ 6案の選択に当たってのポイント</li> <li>・ 協議事項と優先順位</li> <li>・ 協議の前提条件</li> <li>・ 区割りのたたき台案</li> <li>・ 区割り案のたたき台</li> </ul>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>※説明者 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会委員長・副委員長又は浜松市議会議長</p>				
担当課	調査法制課	担当者	青葉	電話	457-2477

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について

行政区再編については、令和2年9月、市議会において区再編は必要との結論に至ったことから、令和2年10月、11月にかけて、各区協議会、各区自治会連合会に住民投票以降の協議の主な経緯を説明させていただいたところです。

今回は、区割り案のたたき台として6案を決定したことから、前回の説明以降の経緯と併せ、説明するものです。

### <前回の説明以降の協議の経緯>

#### ◆令和2年11月18日

協議の進め方について協議し、協議の前提条件及び協議事項を決定

#### ◆令和2年12月22日

協議の優先順位について協議し、優先順位を決定  
(資料1)

#### ◆令和3年1月27日

スケジュールについて協議し、条例の議決は令和5年2月定例会とすることを決定

- ・区割り案内定後、市民への意見聴取を経て区割り案決定
- ・行政区画等審議会への諮問・答申
- ・区協議会への諮問・答申
- ・条例議決

年度内に区割り案、区の数について一定の結論を出していくことを決定

#### ◆令和3年2月26日

各会派から区割り案のたたき台として2区案から5区案までの13案が示され、天竜区の考え方、地域事情の考慮、前提条件の優先順位について協議し、次回の委員会でたたき台を選択することを決定  
(資料2)

#### ◆令和3年3月19日

各会派から13案の中からそれぞれ選択した案が示され、協議の結果、2区案で2案、3区案で2案、4区案で2案の計6案を区割り案のたたき台として選択し、今後の協議を進めていくことを決定  
(資料3)

### ◆令和3年3月30日

各区自治会連合会、各区協議会へ11月以降の協議の経緯、たたき台6案の選択理由の説明を実施することを決定

今後の協議の進め方について協議し、次回は5月下旬に委員会を開催し、条例制定までのスケジュール等について協議することを決定

### ◎6案の選択に当たってのポイント

- ・2区案については、①天竜区を単独とし、独自の政策展開を担保する案と、②天竜区、浜北区、北区（一部地域を除く）を一つの区として、地域課題を共有するとともに18万人以上の人口を確保する案とした。
- ・3区案については、①天竜区を単独とし、独自の政策展開を担保しつつ、その他の区については農林水産業、観光等の特性を持つ環浜名湖地域とそれ以外の市街地・郊外地から成る地域に分ける案と、②天竜区を副都心の浜北区と合わせ、浜北区との一体感を持たせる案とした。
- ・4区案については、①天竜区を単独とし、独自の政策展開を担保しつつ、その他の区については農林水産業、観光等の特性を持つ環浜名湖地域と中区を中心とした地域、浜北区を中心とした地域に分ける案と、②市域の人口バランスを配慮して分ける案とした。
- ・天竜区については、地域特性を勘案し、2区案から4区案まで、それぞれ単独案と複合案を選択した。

※この6案は、再編後における最適な区の在り方を考える上での議論のたたき台として選択したものであり、今後はこの2区から4区までの案を基に、住民サービスや住民自治の在り方を検討し、区割り案の一本化に向けて協議していきます。

特別委員会での協議内容の詳細は、市議会ホームページを御覧ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gikai/gyouseikusaihen.html>

区制度の検討についての  
協議の経過



## 協議事項と優先順位

### 1 スケジュールに関すること

- ・スケジュール（区割り案決定時期、組織の再編時期、条例の制定時期など）

### 2 区割り案、区の数に関すること

- ・区の数
- ・具体的な区割り案

### 3 市民サービスに関すること

- ・市民サービスの提供体制（土木、防災、福祉、教育）
- ・適正な行政拠点配置（区役所、行政センター、協働センター）
- ・レベルを維持・向上させるため、住民サービスの新たな手法（デジタル化と組織の整合性）
- ・住民サービスの新たな手法に対するデメリット対応
- ・市民サービスの維持・向上（公共交通、土木・福祉・健康・医療関係相談体制など）

#### 住民自治に関すること

- ・住民自治の姿（区協議会、地域協議会のあり方、協働センターのあり方、区役所の跡活用、区協議会、新しい住民自治の組織の考え方など）

### 4 区長権限に関すること

- ・区長の権限

### 5 議員定数に関すること

- ・区再編に伴う議員定数

## 協議の前提条件

### 1 区の線引きに関すること

- ・合区及び区の線引きにはこだわらない
- ・人口規模と面積を考慮する

### 2 区の数に関すること

- ・現行区より少ない区数とする

### 3 学校区・自治会に関すること

- ・原則として、学校区、地区自治会連合会は分割しない

### 4 市民サービスに関すること

- ・市民サービスは低下させない








### 5 地域特性に関すること







- ・地域の事情（特性）を考慮する

### 6 行財政運営に関すること







- ・人口減少、出生率の低下を考慮した行政経営、財政運営を協議する



No.	天竜区	評価・コメント等
No. 1 2区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8選挙区の都心の中区を中心とした地域を都市型の区とする。学区分轄解消のために北区の一部地区、さらに地域性を考慮して南区の一部地区を編入する。</li> <li>・第7選挙区の副都心に位置付けられた浜北区を中心とした地域を都市部・郊外部・中山間地域等、多様な地形に富んだ区とする。</li> </ul> <p>(メリット) 衆議院選挙区分は市民に馴染みがあり、学区も解消される。 (デメリット) 広大な面積と北は水窪から南は舞阪まで南北85kmあり、地域課題集約や区協議会等の開催運営に工夫が必要である。</p>
No. 2 2区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とし、人口や面積のアンバランスに対応した政策を重点的に行うとともに、住民自治を担保する。</li> <li>・天竜区以外の市域は一つとし、校区や連合自治会の分断はなく、地域コミュニティを核としたまちづくりを進める。</li> </ul> <p>※天竜区民の意識、天竜区以外が一つとなることの心理的な理解の浸透に相当の配慮が必要となることが予想される。</p>
No. 3 2区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・再編の効果を最大に発揮する最小区の2区とする。</li> </ul> <p>(メリット) 浜北副都心を中心として、新東名・国道362号・天浜線・西鹿島線での移動や沿線活用が共有できる。 また、中山間地を含む北部地域は、農林業・交通・工業地帯などの地域課題を共有することができる。</p> <p>※旧浜松市との協働センターの在り方の違いを考慮する必要がある。</p>
No. 4 3区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区と東区（一部地区を除く）を副都心に位置付けられた浜北区と構成する区とすることにより、天竜区の活性化が期待できるとともに、天竜川沿いという共通の災害対策が図られる。</li> <li>・環浜名湖地域として北区の一部地区と西区により構成する地域を一つの区として観光・産業等の振興を図る。</li> <li>・中区・東区の一部地区と北区の一部地区により構成する地域を一つの区とする。</li> </ul>
No. 5 3区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とする。単独区とすることで、地域代表の数を確保し、人口や面積のアンバランスに対応し、住民自治を担保する。</li> <li>・天竜区以外の区は、人口バランスや面積を考慮し、これまでの地域づくり、学区や連合自治会の運営に支障がない線引きとする。</li> </ul> <p>※中区を分断する案を提示することで、市民の関心を高めることも期待する。</p> <p>(デメリット) これまでの国政・県市の選挙区は大きく変わる事となる。</p>
No. 6 3区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とする。</li> <li>・環浜名湖地域として農林水産業・観光等の振興を図るため、北区の一部地区と西区により構成する地域を一つの区とする。</li> <li>・都心機能と副都心機能を相乗効果的に発揮させることができる市街地(市街化区域)と郊外地(市街化調整区域)から構成する地域を一つの区とする。</li> </ul> <p>※旧浜松市との協働センターの在り方の違いを考慮する必要がある。 ※No. 7と考え方は等しいが、天竜区と浜北区の合区か否かの差である。</p>
No. 7 3区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区については、副都心に位置付けられた浜北区と合わせる区とする。</li> <li>・天竜区以外は、「環浜名湖地域として北区の一部地区と西区で観光振興や農林水産業振興を目指す区」、「都心エリアを中心に北区の一部地区を民意を尊重し加えた地域を一つの区」とする。</li> </ul> <p>※No. 6と考え方は等しいが、天竜区と浜北区の合区か否かの差である。</p>

No.	天竜区	評価・コメント等
No.8 3区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区は単独区とする。</li> <li>・北区（一部地区を除く）と浜北区を一つの区とする。</li> <li>・都心エリアを中心とする地域を一つの区とする。</li> </ul>
No.9 4区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区は、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、単独区とする。</li> <li>◇天竜区以外は、予算等を踏まえ人口バランスのみならず区面積も考慮する。</li> <li>・現行の北区から住民意識を尊重して一部地区を除いた地域を一つの区。</li> <li>・副都心機能の拡大を図るため浜北区と東区、それに中区一部地区と南区の一部地区を加えた区。</li> <li>・それ以外の地域を一つとした区。</li> </ul> <p>※地域インフラ整備や災害対応に配慮するため、区役所と土木整備事務所を併設させ、特に南土木整備事務所の管轄範囲が大きいことから管轄範囲を適正な範囲とすることを基本とする。なお、天竜区以外の区の人口バランスの均衡に配慮している。</p>
No.10 4区 	複合	<p>◇中核市程度の人口規模とバランスを確保しつつ、区政運営については権限を強化するとともに、将来の姿を見据え、人口減少下においても人口バランスを保つことが必要であり、そこに配慮をして分割する。現状よりも区数が少なくなることで統一感が保ちやすい。</p> <p>（メリット）区域内の拡大により開かれた人口交流やその地域を身近に感じる機会の拡大などにも期待ができ、区域内での事業施策（土木など）の優先度、繋がりなどがある。</p>
No.11 4区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性や地形・面積を考慮して天竜区を単独区とする。</li> <li>・都心の中区を中心とした地域を都市型の区とする。</li> <li>・副都心の浜北区を中心とした地域を都市型の区とする。</li> <li>・浜名湖を中心とした観光・歴史資源の繋がりや農林水産資源を有する環浜名湖地域を一つの区とする。</li> </ul> <p>（メリット）各区の地域特性を生かしたまちづくりが可能で、人口・面積ともバランスが取れる。</p>
No.12 5区 	単独	<p>◇住民投票結果を尊重した区割を基本とし、現状を希望する4区の人口と現状を見直す1区との人口バランスを均衡させることにより発言力のバランスを図る。</p> <p>◇都心や副都心等より遠い地域は現行の行政区とし、これに権限を与えることで不利益を最小にする。</p> <p>（メリット）現行区が多く残ることにより、区再編での市民への負担が軽減されるとともに、合併後に醸成された区の特徴も継承できる。</p> <p>（デメリット）効率性に課題が残る。</p>
No.13 5区 	単独	<p>◇地域特性や地形・面積を考慮して天竜区を単独区とし、その他は環浜名湖地域と人口バランス均衡を意識した区割とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環浜名湖地域を一つの区とする。</li> <li>・副都心に位置付けられた浜北区と東区の一部地区を合わせ副都心機能の拡大を図る区とする。</li> <li>・南区と東区の一部地区を一つの区とし、なるべく中学校区の一部解消を図る。</li> <li>・中区と北区の一部地区を一つの区とする。</li> </ul> <p>（デメリット）効率性に課題が残る。</p>

## 区割り案のたたき台

No.	天竜区	評価・コメント等
No.2 2区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とし、人口や面積のアンバランスに対応した政策を重点的に行うとともに、住民自治を担保する。</li> <li>・天竜区以外の市域は一つとし、校区や連合自治会の分断はなく、地域コミュニティを核としたまちづくりを進める。</li> </ul> <p>※天竜区民の意識、天竜区以外が一つとなることの心理的な理解の浸透に相当の配慮が必要となることが予想される。</p>
No.3 2区 	複合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再編の効果を最大に発揮する最小区の2区とする。</li> </ul> <p>(メリット) 浜北副都心を中心として、新東名・国道362号・天浜線・西鹿島線での移動や沿線活用が共有できる。</p> <p>また、中山間地を含む北部地域は、農林業・交通・工業地帯などの地域課題を共有することができる。</p> <p>※旧浜松市との協働センターの在り方の違いを考慮する必要がある。</p>
No.6 3区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とする。</li> <li>・環浜名湖地域として農林水産業・観光等の振興を図るため、北区の一部地区と西区により構成する地域を一つの区とする。</li> <li>・都心機能と副都心機能を相乗効果的に発揮させることができる市街地(市街化区域)と郊外地(市街化調整区域)から構成する地域を一つの区とする。</li> </ul> <p>※旧浜松市との協働センターの在り方の違いを考慮する必要がある。</p> <p>※No.7と考え方は等しいが、天竜区と浜北区の合区か否かの差である。</p>
No.7 3区 	複合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区については、副都心に位置付けられた浜北区と合わせる区とする。</li> <li>・天竜区以外は、「環浜名湖地域として北区の一部地区と西区で観光振興や農林水産業振興を目指す区」、「都心エリアを中心に北区の一部地区を民意を尊重し加えた地域を一つの区」とする。</li> </ul> <p>※No.6と考え方は等しいが、天竜区と浜北区の合区か否かの差である。</p>
No.10 4区 	複合	<p>◇中核市程度の人口規模とバランスを確保しつつ、区政運営については権限を強化するとともに、将来の姿を見据え、人口減少下においても人口バランスを保つことが必要であり、そこに配慮をして分割する。現状よりも区数が少なくなることで統一感が保ちやすい。</p> <p>(メリット) 区域内の拡大により開かれた人口交流やその地域を身近に感じる機会の拡大などにも期待ができ、区域内での事業施策(土木など)の優先度、繋がりなどがある。</p>
No.11 4区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性や地形・面積を考慮して天竜区を単独区とする。</li> <li>・都心の中区を中心とした地域を都市型の区とする。</li> <li>・副都心の浜北区を中心とした地域を都市型の区とする。</li> <li>・浜名湖を中心とした観光・歴史資源の繋がりがりや農林水産資源を有する環浜名湖地域を一つの区とする。</li> </ul> <p>(メリット) 各区の地域特性を生かしたまちづくりが可能で、人口・面積ともバランスが取れる。</p>

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和3年度浜松市東区区政運営方針について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>東区区政運営方針とは、区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるため、区長が区政運営の基本的な方針、区の取組課題等を毎年度区民の皆様にご公表するものです。</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	詳細は別紙「令和3年度東区区政運営方針」のとおり				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区・区振興 課	担当者	知久・石田	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 令和 3 年度 東区区政運営方針

人と人

心ふれあう未来へ

東区



浜松市

【表紙の写真】 芳川（丸塚町）の桜並木

## 区政運営方針とは？

区政運営方針は、区民の皆様と共に地域の課題を解決し、市民サービスの向上や、暮らしやすい地域づくりを進めるため、区政を運営する上での基本方針や、重点的に取り組む事業、各課の目標などを、地域の皆様と共有する事を目的として毎年度お示ししているものです。

併せて、今年度の東区の組織や職員数、予算の状況などをご紹介します。

東区長 藤田 晴康

## 区政運営の基本方針

東区は、「人と人 心ふれあう未来へ 東区」のキャッチフレーズのもとに、人々が、「住む・育てる・学ぶ・働く・憩う」ための機能向上に努め、「ここに住んでいて良かった」と実感できる「暮らしやすいまち」を創ります。

区政の運営にあたっては、“**市民主体の地域づくり**”という理念のもと、

- 1 安全・安心な地域づくり
- 2 地域資源の再発見とその活用
- 3 健康で安心して生活するための支援体制の充実
- 4 地域の声に応える区役所の運営

を基本方針として掲げ、地域の皆様の行政サービスに対する満足度の向上に努め、身近な行政サービスの拠点として、親しまれ信頼される区役所であるよう、区政運営に取り組んでまいります。

## 令和3年度の重点的な取り組み

### 1 安全・安心な地域づくり

#### ◇ 交通安全の推進



東区は、静岡県内の市区町における人口当たりの人身事故ワースト1という状況から脱出するため、交通安全事業を積極的に推進します。

令和3年度は、追突事故と交差点での出会い頭の事故の防止を積極的に啓発することで、交通事故の減少を目指します。

路上や商業施設での街頭広報、中学生を対象とした「スタントマンの実演による交通安

全自転車教室」、公用車のリアガラスに啓発ステッカーを貼り付けしての啓発活動等、関係団体との協力の上、交通事故防止及び交通安全意識の向上に努めます。

#### ◇ 自主防災隊の活動への支援

地域で活動する自主防災隊の防災資機材の購入や防災訓練等の活動事業に対する補助金や、防災倉庫の新設・建て替え・修繕に対する補助金を交付し、自主防災隊の活動を支援します。

また、活動が困難となっている隊に対しては、個別に状況を聞き取り、該当地区の住民への出前講座の実施等により活動の補助を行っていきます。

#### ◇ 地域防災連携連絡会

自治会・自主防災隊・学校が参加する「地域防災連携連絡会」を開催し、地域の災害上の課題や防災体制について話し合い、情報を共有します。

また、避難所の設営訓練等も実施し、迅速な避難所の開設に向けた協力体制の構築を目指します。

#### ◇ 防災出前講座

自治会・学校等に対し、防災出前講座を開催し、日頃から、災害への備えの重要性を意識していただくよう啓発を行います。

また、出前講座の中で災害情報の収集方法を紹介し、その方法の一つである「防災ホッとメール」への登録を促します。





## 2 地域資源の再発見とその活用



### ◇ 俳句の里づくり事業

東区は、松島十湖<sup>まつしまじつこ</sup>をはじめとする多くの俳人を輩出した俳句に縁の深い地域であることから、東区を「俳句の里」と位置づけ、俳句を活用したまちづくりに取り組んでいます。

令和3年度は、第14回目となる十湖賞俳句大会や小中高校俳句講座等の実施を通じ、引き続き幅広い年齢層が俳句に親しむ機会を提供するとともに、俳句による地域振興を進めます。

### ◇ 「東区家康公ゆかりの里」推進事業

徳川家康公とゆかりのある史跡等が数多く残る地域性を活かし、地域の歴史について学ぶ講演会を開催します。

講演会を通じ、区民の皆さんに郷土の文化や歴史に対する理解を深めていただくことで、地域を誇り愛する気持ちの高揚を図ります。



### ◇ アグレミーナ浜松との交流事業 「フットサル教室」

浜松アリーナをホームアリーナとするフットサルプロチーム「アグレミーナ浜松」の選手から競技指導を受けられる小学生向けフットサル教室を開催し、児童の健全育成及びスポーツ技能の向上を図ります。

### ◇ スマホでスタンプラリー～親子で東区の歴史や文化を知ろう！～

街道を中心に栄えた東区には、歴史的な建築物や石碑等が東区の6つの地区それぞれに分散する形で多く現存しています。

更に、東区は金原明善や松島十湖等、郷土を代表する偉人が生まれた地域でもあり、ゆかりの地も多く存在しています。

それらの地域の歴史や文化等に触れることで、地域について学習する機会を提供するため、東区内の小学生とその家族を対象に、楽しみながら歴史等を学べるスタンプラリーを実施します。

### 3 健康で安心して生活するための支援体制の充実

#### ◇ 「ウォーキング&お散歩マップ」作成事業

東区内6地区（笠井・蒲・積志・長上・中ノ町・和田）ごとに、名所や四季折々の見どころに加え、公園、子育て関係施設などを掲載したウォーキングマップ・お散歩マップを作成・配布します。マップをきっかけにした市民の皆さんの運動習慣づくりと、健康増進に対する意識の向上を図ります。

#### ◇ 高齢者いきいきフェア in 東区

将来的に介護が必要となる可能性がある世代や、介護をしている・将来的にする可能性のある若い世代に対して、介護に対する理解と関心を高めてもらうとともに、市が行う認知症施策をはじめとした高齢者福祉事業を広くPRするためのイベント「高齢者いきいきフェア in 東区」を開催します。



#### ◇ 健康づくり応援事業

地域の商業施設及び食育ボランティアとの協力により、健康づくりに関するイベントを開催します。血圧測定、血管年齢チェック、肺年齢チェック、食生活アンケート、味覚チェック、各種相談受付、がん検診受診券発行受付などに加え、睡眠・運動・歯科・検診などの、健康づくりに役立つ情報コーナーを設置し、あらゆる角度から市民の皆さんの健康づくりを応援します。



#### ◇ 地域福祉講演会

住み慣れた地域で安心して住み続けることができるまちづくりのために、地域住民、自治会、民生委員児童委員、福祉施設職員等が、何ができるか学び、地域福祉の向上に資することを目的とした「地域福祉講演会」を開催します。

#### ◇ 東区がん検診の日

毎月5日を「東区がん検診の日」と定め、来庁者の方に受診を促す取り組みを実施します。

ご本人だけでなく、大切な人にも受診を勧めるメッセージカードを窓口で配付し、検診の重要性を伝えていくと共に、区内各所で実施するイベント等において、積極的に啓発を行います。

## 4 地域の声に応える区役所の運営

### ◇ 区協議会運営事業

区民により構成される東区協議会を定期的  
に開催し、地域における市民協働の推進を  
図ると共に、区民の意見を区政に反映させま  
す。

東区では「交通安全」、「地域防災」、「地域  
福祉」の3つの委員会を設置し、区独自の地  
域課題の解決に努めます。



### ◇ コミュニティ担当職員による 地域づくり

区内で活動する様々なコミュニティ組織に対  
し、区役所および協働センターに配置されたコミ  
ュニティ担当職員によるサポートを行います。

団体の設立支援や、地域力向上事業への事業提  
案のサポート等を通じて、市民活動の活性化を図  
ります。

### ◇ 地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり助成事業)

地域の活性化や課題解決のため、市民の皆さんが主  
体的に実施する事業に対して、市から補助金を交付し  
ます。

市民の主体的な活動を支援することにより、地域の  
コミュニティを活性化するとともに、市民協働による  
まちづくりを推進します。

※事業提案のサポートを、区役所および各協働セン  
ターで行っています。お気軽にご相談ください。



「3.11 東日本大震災から10年・明日へつなぐ  
防災事業」キャンドメッセージの様子

## 5 東区に関連する事業

### ◇ 総合産業展示館改修事業

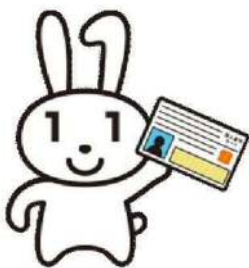
施設の老朽化が進んでいる総合産業展示館について、本館は大規模改修工事、北館は施設の継続に必要な改修工事を実施し、利用者の安全性・快適性の向上を図ります。

本館の大規模改修工事については令和3年9月から令和4年12月までを予定しており、工事期間中は休館します。（北館は休館なし）

（事業実施課：産業部産業振興課）



写真：産業展示館本館



マイナンバー  
PRキャラクター  
マイナちゃん

### ◇ マイナンバーカード交付促進事業

マイナンバーカード交付需要の高まりに対応するため、区役所のマイナンバーカード交付事務にあたる職員の増員を行うと共に、現在、電話予約のみの日曜日のカード交付に、インターネットからも予約ができるシステムを導入します。

（事業実施課：市民部市民生活課）

### ◇ 電気自動車普及啓発事業

浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公用車の使用に伴う二酸化炭素の排出量削減を図るため、走行時の二酸化炭素排出ゼロの電気自動車1台を区役所に配備します。

（事業実施課：環境部環境政策課）



写真：天竜協働センター

### ◇ 協働センター等施設整備事業

開設から35年以上経過している東区内の協働センター及び附設体育館について施設整備を行い、施設利用者の利便性と安全性の向上を図ります。

令和3年度は、天竜協働センター駐車場整備工事や積志協働センターホール昇降式ステージ改修工事等を行います。

（事業実施課：市民部市民協働・地域政策課）

## 東区の組織・職員数・予算規模

### ◆ 東区の組織

区振興課	
総務・管財グループ	区協議会、財産管理、情報公開、住居表示
地域振興グループ	交通安全、俳句の里づくり事業、地域力向上事業、広聴広報
防災・統計グループ	防災、統計
区民生活課	
証明グループ	戸籍、住民票の写し、印鑑登録証明書等の発行、税務証明書等の発行、原動機付自転車等の標識交付、電子証明書の更新
住民記録グループ	住民異動届(転入、転出など)の受付、印鑑登録、マイナンバーカード
戸籍グループ	戸籍届(出生、死亡、婚姻など)の受付
市民協働グループ	地域自治振興、市民協働、文化・スポーツ振興、生涯学習推進、協働センター
生活グループ	墓地・改葬、浄化槽、ごみ、不法投棄、臨時運行許可、犬の登録
社会福祉課	
地域福祉グループ	地域福祉、生活保護
こども福祉グループ	児童福祉、母子福祉、保育所等
障害福祉グループ	障害福祉
家庭児童相談室グループ	家庭児童相談、女性相談、教育相談
長寿保険課	
国保年金グループ	国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金
介護保険グループ	介護保険
高齢者福祉グループ	高齢者福祉
健康づくり課	
予防グループ	歯科保健、栄養事業、予防接種、母子医療、指定難病、がん検診、東部保健福祉センター管理
保健第1グループ	母子保健、成人保健(担当地区:和田・中ノ町・笠井・蒲)
保健第2グループ	母子保健、成人保健(担当地区:長上・積志)

### ◆ 東区の職員数

令和3年度課別職員数一覧 (単位:人)

東区職員	R3	R2
計	215	206
区長等	2	2
区振興課	22	23
区民生活課	91	85
社会福祉課	37	35
長寿保険課	41	39
健康づくり課	22	22

区分別職員数一覧 (単位:人)

正規職員		再任用職員		会計年度任用職員	
R3	R2	R3	R2	R3	R2
103	103	15	14	97	89
2	2	-	-	-	-
11	12	5	5	6	6
33	32	5	5	53	48
23	23	3	2	11	10
18	17	2	2	21	20
16	17	0	0	6	5

職員数:いずれも4月1日現在

◆ 東区の予算規模（当初予算）

（単位：千円）

区 分	令和3年度		令和2年度		
	区役所費	本庁からの配当	区役所費	本庁からの配当	
事業費 計	200,738	2,157,554	197,434	2,080,389	
一般会計	200,738	2,035,226	197,434	1,958,572	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	—	651	—	721
	介護保険事業特別会計	—	119,370	—	118,850
	後期高齢者医療事業特別会計	—	2,307	—	2,246

（単位：千円）

区 分	令和3年度		令和2年度	
	職員数	金額	職員数	金額
人件費 計	215	1,046,600	206	1,020,600
正規職員（職員数×7,000千円）	103	721,000	103	721,000
再任用職員（職員数×3,600千円）	15	54,000	14	50,400
会計年度任用職員（職員数×2,800千円）	97	271,600	89	249,200

東区の概要（面積・人口・世帯数）

面積	46.29 km <sup>2</sup>
人口	130,257 人
世帯数	55,815 世帯

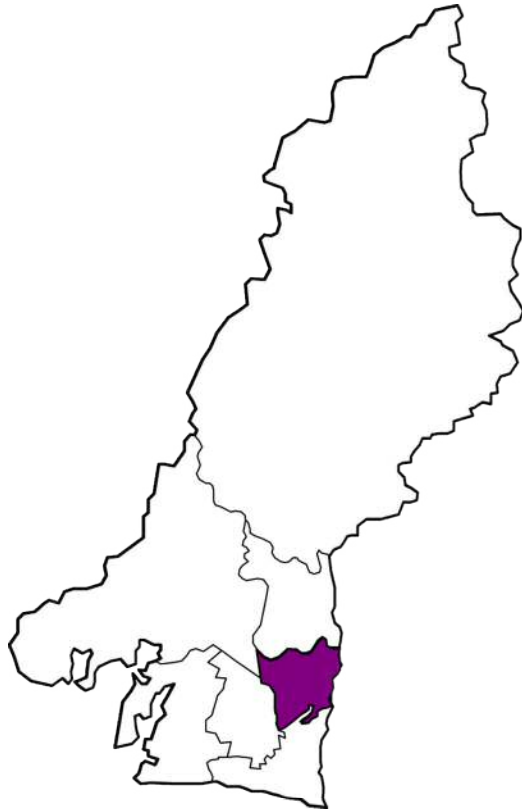
住民登録(R3.4.1現在)

※外国人住民含む



# 東区の取り組み・目標

		目 標
東区役所 全職員	東区職員は「交通安全広報マン」という意識のもと、区民の皆様と接する様々な機会に交通安全の啓発に努めます。	
	元気のある浜松、東区を目指し、職員一丸となって業務を改善し、区民サービスの向上に努めます。	
	「市民への約束」の励行に努め、区民サービスを推進すると共に、区民の皆様の声を行政運営に反映させます。	
課 名	目 標	目標水準
区振興課	静岡県内の人口当たりの交通人身事故件数がワースト1 である状況から脱出するため、地域と協働で啓発活動に取り組みます。	啓発活動 30 回を目指します。
	地域住民の皆さんによる主体的かつ迅速な避難所運営を啓発するため、災害時の避難所の運営方法を学ぶHUG訓練(避難所運営ゲーム)を積極的に開催します。	地区ごとに1か所避難所を選定し、東区内6地区で各1回の開催を目指します。
	災害対策について出前講座等を行い、区民の皆様に関わりやすく、きめ細やかな啓発活動を行います。	出前講座等の35回以上の開催を目指します。
区民生活課	各種届出の受付や証明書の交付業務など、正確・迅速・丁寧でわかりやすい対応に努めます。	「市民への約束」窓口対応のアンケートにおいて、すべての項目で「満足」の回答 100%を目指します。
	協働センターで、生涯学習やスポーツに親しむ機会を提供するとともに、各種団体との連携・協働を図り地域のコミュニティづくりを推進します。	協働センター使用率 70%以上を目指します。 (使用率=利用日数/利用可能日数)
社会福祉課	窓口に来庁されるお客様に早く気づき、明るいあいさつで対応すると共に、親切で丁寧かつわかりやすい説明に努めます。	「市民への約束」窓口対応のアンケートにおいて、すべての項目で「満足」の回答 100%を目指します。
	生活保護世帯の状況把握に努めるために、訪問調査活動を積極的に実施し、自立に向けての生活や就労の支援を行います。	ケースワーカーの年間訪問率 100%を目指します。
長寿保険課	介護予防事業を推進し、高齢者が安心していきいきと暮らすことができるよう、生活支援に努めます。	ロコモーショントレーニング延べ利用者数 2,200 人を目指します。
	認知症による徘徊高齢者の早期発見を図るため、徘徊高齢者早期発見事業の周知に努め、オレンジシール・オレンジメールの登録者増加を目指します。	オレンジシール登録者数 130 人、オレンジメール配信登録者数 450 人を目指します。
健康づくり課	母子健康手帳の交付や指定難病の申請等各種手続きに来庁される市民の皆様に、迅速かつ適切に対応し、市民サービスの維持、向上に努めます。	「市民への約束」窓口対応のアンケートにおいて、すべての項目で「満足」の回答 100%を目指します。
	がん検診受診率アップのため、毎月5日を「東区がん検診の日」と定め、職員一丸となってがん検診を受けることの重要性を伝え、普及啓発に努めると共に、受診行動につながるよう働きかけます。	がん検診(結核・肺がん検診)受診率 27%以上を目指します。



お問い合わせ：浜松市東区役所 区振興課

〒435-8686 浜松市東区流通元町 20 番 3 号

電話：053-424-0115 FAX：053-424-0131

E-mail：e-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ホームページ：https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp（浜松市トップ⇒東区）







## 区協議会の開催日程（4月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第1回	4月28日 (水) 14:00~	市役所北館 1階101会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)令和3年度中区地域力向上事業「区民活動・文化振興事業、区課題解決事業」について</li> <li>・(協議)令和3年度協働センターを核とした地域課題解決事業について</li> <li>・(協議)令和2年度中区地域力向上事業の事後評価について</li> <li>・(報告)令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について</li> <li>・(報告)令和3年度浜松市中区政運営方針について</li> <li>・(報告)令和3年度当初予算に係る区重点提案事業の結果について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第1回	4月27日 (火) 13:30~	東部保健福祉センター 健康教育室・集団指導室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(報告)令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について</li> <li>・(報告)令和3年度浜松市東区政運営方針について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第1回	4月28日 (水) 13:30~	西区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(報告)令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について</li> <li>・(報告)令和3年度浜松市西区政運営方針について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第1回	4月28日 (水) 13:30~	南区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(報告)令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について</li> <li>・(報告)令和3年度浜松市南区政運営方針について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第1回	4月28日 (水) 10:00~	北区役所 3階31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(報告)令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について</li> <li>・(報告)令和3年度浜松市北区政運営方針について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1112
浜北区協議会	第1回	4月22日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)浜松市消防団浜北区支団の再編について</li> <li>・(報告)令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について</li> <li>・(報告)令和3年度浜松市浜北区政運営方針について</li> <li>・その他</li> </ul>	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第1回	4月28日 (水) 14:00~	天竜区役所 2階21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(報告)令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について</li> <li>・(報告)令和3年度浜松市天竜区政運営方針について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課  
担 当：加藤・小久保  
TEL：457-2094



# 交通（人身）事故日報

（令和 3 年 3 月 31 日分）

## 1 本県の人身事故

区 分	当 日			当 月 累 計			当 年 累 計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当 年	62		69	1,722	11	2,207	4,731	26	5,976
前 年	53	2	59	1,818	14	2,325	5,481	35	7,002
増 減	9	-2	10	-96	-3	-118	-750	-9	-1,026
数 率	17.0	-100.0	16.9	-5.3	-21.4	-5.1	-13.7	-25.7	-14.7

## 2 死亡事故の状況等

な し

## 3 全国の死者 3月 30日現在

NO	府県名	死者数	増 減
1	東 京	( 1)	35 1
2	大 阪	( 1)	34 -4
3	埼 玉	( 0)	33 1
4	千 葉	( 0)	32 2
5	神 奈 川	( 1)	28 -22
6	兵 庫	( 0)	26
6	静 岡	( 2)	26 -7
8	北 海 道	( 0)	22 -4
9	愛 知	( 1)	21 -17
10	広 島	( 0)	20 -2
11	栃 木	( 0)	17
12	岐 阜	( 0)	16 2

### 全国死者

606人 ( -135人 -18.2%)

(当日死者数 13人)

注：死者数欄（ ）内は当日分

死亡事故発生件数 26件（前年比-7件）

30日死者 7人（前年比+1人）

## 4 本県の交通事故死者の状態別

区 分	当 日	当 月 累 計		当 年 累 計				
		当 月	増 減 数	増 減 率	当 年	構 成 率	増 減 数	増 減 率
自 動 車		5	-2	-28.6	9	34.6	-1	-10.0
内ベルト非着		2	1	100.0	3	11.5		
自 二 車			-1	-100.0	3	11.5	-3	-50.0
原 付 車		1			1	3.8	-1	-50.0
自 転 車		2			3	11.5	-2	-40.0
歩 行 者		3			10	38.5	-1	-9.1
そ の 他							-1	-100.0
合 計		11	-3	-21.4	26	100.0	-9	-25.7

## 5 全人身事故の類型別件数

区 分	当 日	当 月 累 計		当 年 累 計						
		当 月	増 減 数	増 減 率	当 年	構 成 率	増 減 数	増 減 率		
人 対 車 両	対(背)面通行中	1	21	-10	-32.3	64	1.4	-12	-15.8	
	横断中	横断歩道	1	49	-3	-5.8	150	3.2	-19	-11.2
		その他		34	8	30.8	103	2.2	6	6.2
	そ の 他	1	36	-2	-5.3	113	2.4	-5	-4.2	
小 計	3	140	-7	-4.8	430	9.1	-30	-6.5		
車 両 相 互	正 面 衝 突	1	23	-7	-23.3	62	1.3	-24	-27.9	
	追 越 衝 突	16	619	-72	-10.4	1,639	34.6	-377	-18.7	
	出 会 い 頭	19	495	2	0.4	1,363	28.8	-187	-12.1	
	追 越 ず れ 違 い 時	3	22	-7	-24.1	65	1.4	-7	-9.7	
	右 左 折 時	8	167	-18	-9.7	491	10.4	-108	-18.0	
	そ の 他	9	200	21	11.7	520	11.0	-12	-2.3	
小 計	56	1,526	-81	-5.0	4,140	87.5	-715	-14.7		
車 両 単 独	3	56	-8	-12.5	161	3.4	-5	-3.0		
踏 切										
合 計	62	1,722	-96	-5.3	4,731	100.0	-750	-13.7		

(令和 3年 3月 31日分)

## 6 警察署別発生状況

区分	当日			当月累計						当年累計					
	件数	死者	傷者	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減			
下田	2		2	22	1	1	23		52	-7	1	-2	64	-8	
大仁	1		1	28	-17	1	1	38	-20	78	-44	2	2	100	-57
三島	1		1	56	9			76	18	151	-35		-1	195	-41
伊東	1		1	15	-5		-1	20	-2	56	-19		-1	76	-32
熱海				12	-4			22	-4	39	-14			65	-9
沼津	5		6	116	-40			157	-35	348	-87	2		437	-117
裾野	1		1	45	5		-1	59	10	120	9		-1	164	24
御殿場	2		3	34	-9		-1	48	-6	91	-43		-1	119	-55
富士	6		8	117	-4	2	1	141	-33	320	-63	2	1	389	-126
富士宮	3		3	43	-31		-2	60	-26	133	-62		-2	166	-72
清水	2		2	93	3		-1	118	14	230	-47	3	-1	290	-41
静中	6		6	117	8			134	5	351	23			417	37
静南	7		7	130	16	1		161	26	317	-25	1		395	-10
藤枝	3		4	66	-6			92	4	166	-37	1	1	221	-39
焼津	1		1	56	3			64	-4	175	-16			214	-36
島田	1		1	41	4			47	4	101	-26	1	-2	126	-27
牧之原				21	-1			28	-4	75	2		-1	96	4
菊川	1		1	25	-3			36	-8	68		1	1	89	-3
掛川	2		2	58	4	2	1	68	-5	144	-8	2		177	-17
袋井	1		1	36	-2			47	-1	120	1	1	1	148	3
磐田	6		7	77	-22		-3	102	-27	231	-89		-3	299	-138
天竜	1		1	11	3			11	-2	23				27	-7
浜北	1		1	41	-5	1	1	56	-9	138		3	3	167	-21
浜東	5		5	171	-4			214	-10	444	-75	1		558	-116
浜中	2		2	162	16	1	1	217	26	390	-41	2	1	507	-45
浜西	1		2	43	-15	1	1	50	-35	130	-37	1	-1	156	-55
細江				45	-3	1	1	59		141	10	2	1	172	3
湖西				17	7			25	13	46	-2			60	5
高速隊				24	-4		-1	34	-7	53	-18		-4	82	-30
合計	62		69	1,722	-96	11	-3	2,207	-118	4,731	-750	26	-9	5,976	-1,026

(ブロック別発生状況 ※高速隊は除く)

伊豆	5		5	133	-16	2		179	-8	376	-119	3	-2	500	-147
東部	17		21	355	-79	2	-3	465	90	1,012	-246	4	-3	1,275	-346
静岡	15		15	340	27	1	-1	413	45	898	-49	4	-1	1,102	-14
中部	5		6	184				231		517	-77	2	-2	657	-98
西部	10		11	196	-23	2	-2	253	-41	563	-96	4	-1	713	-155
浜松	10		11	490	-1	4	4	632	-17	1,312	-145	9	4	1,647	-236

## 7 各種事故別

区分	当日			当月累計						当年累計					
	件数	死者	傷者	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減			
幼児				14	4			15	5	44	1			47	1
園児				19	-2			22	-1	55	-4			61	-7
小学生	3		4	53	7			59	8	122	-23			134	-26
中学校生	2		2	39	8			39	6	88	2			88	
高校生	4		4	96	39			79	29	251	20			231	13
高齢者	23		8	634	-8	5	-1	365		1,755	-222	13	-6	1,036	-84
高齢運転者	17		21	414	-8	4	2	515	-3	1,136	-168	8	2	1,407	-251
若者運転者	14		16	363	-36	2		478	-65	923	-199	2	-4	1,210	-304
初心者	2		3	58	-10			81	-15	162	-25			227	-33
歩行者	4		5	144	-4	3		143	-6	439	-28	10	-1	439	-23
自転車	15		15	250	39	2		245	37	691	-64	3	-2	688	-51
原付車	2		2	105	-9	1		109	-11	290	-44	1	-1	308	-50
自動車	1		1	70	-29		-2	78	-33	243	-42	4	-3	267	-45
無免許	2		2	8	6			12	8	11	-2	1	1	16	-3
飲酒	1		1	7	-1		-2	7	-1	9	-15		-3	10	-19
交差点	22		25	678	-22	3		844	-32	1,915	-290	6	-3	2,360	-386

# 浜松東署管内の交通事故日報

## 1 発生状況

(令和 3 年 3 月 31 日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	5		5	171		214	444	1	558
増減	3		3	-4		-10	-75		-116
率	150.0		150.0	-2.3		-4.5	-14.5	0.0	-17.2

## 2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道	1		1	36		49	79	-46		105
主要地方道				12		15	32	-10		42
一般県道	2		2	14		15	42	-11		51
市町村道	2		2	96		122	259	-14	1	325
その他				13		13	32	6		35

## 3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
中区	6		6	28	-9			31	-16
東区	98		117	253	-60			328	-68
南区	67		91	163	-6	1		199	-32

## 4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車		8	13	3
中型車		2	3	-5
準中型車		5	7	-6
普通車	5	147	400	-61
二輪車		1	4	-7
自転車		8	16	1
歩行者				
その他				

注：不明は除く

## 5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	5	92	243	-48
管内		69	175	-21
管外		10	25	-6

注：不明は除く

## 6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下		1	2	1
16～19歳		7	16	-4
20～24歳	1	23	49	-14
25～29歳	1	15	45	-2
30～39歳		19	61	-27
40～49歳	1	42	90	4
50～59歳		24	66	-18
60～64歳	2	11	31	-2
65歳以上		29	83	-13
不明			1	

## 7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
人対(背)面通行中		2	5	
横断中		2	12	5
横断歩道				
その他		4	8	1
その他		1	8	2
小計		9	33	8
正面衝突				-7
追突	2	65	166	-37
出会い頭	2	49	138	-28
追越すれ違い時		3	5	
その他	1	21	51	-3
右左折時				
その他		22	45	-7
小計	5	160	405	-82
車両単独		2	6	-1
踏切				
合計	5	171	444	-75

## 8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児							6	4			6	4
園児				3		3	6	-1			6	-2
小学生				5		5	11	-4			11	-7
中学生				4		3	10	2			9	1
高校生				12		11	27	11			25	7
高齢者				47		23	132	-24	1	1	69	-22
高齢運転				28		30	81	-11		-1	99	-18
歩行者				10		10	35	10	1	1	34	9
自転車	2		2	30		31	65	8			65	8
原付車				11		11	22	-4			22	-6
自二車				1		1	14	-14		-1	15	-16
若者起因	2		2	41		62	102	-21			146	-19
初心者				6		10	16	1			23	-4
無免許												
飲酒				1		1	1				1	
交差点	2		2	63		82	190	-19	1		242	-39

令和3年3月25日(木) 東区協議会 質問事項に関する回答書

質問者	清水猶委員
質問	スクールソーシャルワーカーの実績報告会などで、ヤングケアラーの実態報告や問題提起がなされているか？
回答	<p>&lt;スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用事例&gt;</p> <p>① 多子家庭に育つ不登校児童支援のための活用事例          (貧困対策、児童虐待、不登校、心身の健康・保健に関する問題、ヤングケアラー)</p> <p>多子家庭に育つ当該児童は、高学年になり急激に登校状況が悪化した。家庭環境の問題を懸念した学校はSSWに相談した。SSWは学校と保護者の面談に同席し、生活状況を聞き取ったところ、保護者が仕事のため夜間不在になる日があり、児童が年下の兄弟の世話を担っていることを把握した。面談の席上で、夜間不在はネグレクトとして社会福祉課への通告義務があることを説明し改善を促したが、保護者には改善の姿勢が見られず、学校は通告を行った。以後、要保護児童対策地域協議会進行管理ケースとして、社会福祉課が夜間不在の改善、福祉サービスの利用等を働き掛けた。学校は社会福祉課、SSWと連携しながら児童本人の抱える困難(家庭環境、心身の不調)を考慮した関わりに重点を置き支援している。</p> <p>② ヤングケアラーのための活用事例(不登校、ヤングケアラー)</p> <p>身体に障がいのあるひとり親家庭に育つ小学生の兄弟。入学時から関わりがあった社会福祉課が、本児たちの発達課題について相談できるように医療機関受診と放課後等デイサービス利用につなげていたが、進級するに従い兄弟共に不登校傾向が顕著となり、受診と放デイ利用も中断してしまった。学校から相談を受けたSSWは、生徒指導担当と家庭訪問等を行う中で主に兄が家事を担っている様子を把握したため、関係機関が連携して支援することが必須であると考え、ケース会議を実施。学校、子ども家庭福祉、障がい福祉、医療分野の支援者によるアセスメントと役割分担に基づく支援を継続している。</p>

## <ヤングケアラーとSSWについて>

### ① 状況

SSWは、いわゆる「ヤングケアラー」といわれる事案に関わっているが、「ヤングケアラーの支援をする」というよりも、学校と「不登校」児童生徒の相談をしている中で家庭の実態を把握し、関わっていく事案が多い。その児童生徒について、アセスメントをする中で子供が過剰な家事や育児を担っている実態がある場合、「不適切養育、ネグレクトの疑い」の事案として関係機関（社会福祉課、障がい福祉関係機関、医療機関等）に働きかけて支援を行っている状況である。

### ② 課題

- ・ 学校が「不適切養育」という気づきをもちにくく、「子供自身の怠学、無気力」と捉えてしまう場合があること。
- ・ 社会福祉課が、「不登校、登校渋り」という表れは学校の問題と捉えてしまう場合があること。
- ・ 当事者が支援を望まない場合（共依存の状態等）も多く、介入が困難であること。

こうした課題もあるが、特に小中学生の場合、義務教育であるにも関わらず子供の教育を受ける権利が守られていない疑いとして、SSWが積極的に支援を行っていきたい。

しかし、実践活動事例として文科省へ報告をあげたり、社会福祉課や障がい福祉関係機関等の担当者と情報交換をしたりしているものの、市内の公的な場での実態報告や問題提起にはつながっていないのが現状である。子供たちのために、こうした機会を積極的につくっていきたいと考える。